# 令和 4年度 契約変更一覧(工事及び工事系委託)12月分

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を除く 契約金額の変更を伴わない契約を除く

番号	件名	契約金額(円) (変更前)	契約金額(円) (変更後)	契 約 相 手 先	担 当 課
1	区立赤塚新町小学校屋上防水改修その他コ	49,170,000	49,970,800	株式会社ケイ・ビー・ケイ	施設経営課
2	区立蓮根小学校外壁改修その他工事	151,030,000	161,634,000	山生建設株式会社	施設経営課
3	区立高島第三中学校屋上防水改修工事	51,480,000	56,278,200	株式会社タカラベ	施設経営課
4	赤塚植物園周辺道路拡幅整備工事	24,343,000	26,694,800	佐渡建設株式会社	工事設計課
5	大山駅の駅前広場整備等に向けた設計・検 業務委託(その1)	討 20,790,000	17,679,200	東日本総合計画株式会社 東京支店	鉄道立体化推進課

番 号 1 契約番号 板契第5040800009号 区立赤塚新町小学校屋上防水改修その他工事 工事件名 板橋区赤塚新町三丁目31番1号 工事場所 (1)防水改修工事(約2,700㎡) (2)上記に伴う設備工事(電気設備工事・機械設備工事) 工事概要 (3)その他工事 防水 業 種 契約確定日 令和4年5月31日 令和4年6月1日から令和5年3月15日まで 工 期 契約変更日 令和4年12月1日 株式会社ケイ・ビー・ケイ 請 負 者 請 負 者 東京都板橋区双葉町33番1号 所 在 地 契約約款第18条(工事) 根拠規定 担 当 課 政策経営部施設経営課 変更内容 変 重 前 変 重 後 増 Δ 減 期 令和5年3月15日まで 令和5年3月15日まで 0日間 工 契約金額 49.170.000 49.970.800 800.800 変更概要 配管点検口の取替工事(増額)

# 変更理由

プールピット内の配管更新に伴い、4箇所の床点検口から作業する計画だったが、工事着手後の調査において、劣化に伴う腐食が激しく、開閉できないことが判明した。配管を更新するためには、2箇所の点検口を取り替える必要があるため、設計変更する。

		番	号		2					
契 約 番 号	板契第5040800028号									
工 事 件 名	区立蓮根小学校外壁	区立蓮根小学校外壁改修その他工事								
工事場所	板橋区蓮根三丁目10	域橋区蓮根三丁目10番1号								
工事概要	2)下屋・庇等の防水改修 3)上記工事に伴う設備エ 4)その他工事(内部改修	○外壁改修工事 1)外壁改修工事 約7,200㎡ 2)下屋・庇等の防水改修工事 3)上記工事に伴う設備工事(電気設備・機械設備工事)一式 4)その他工事(内部改修・外構) ※アスベスト含有建材(レベル3)撤去作業含む								
業種	建築工事	<b>建築工事</b>								
契約確定日	令和4年7月14日	令和4年7月14日								
エ 期	令和4年7月15日から	令和4年7月15日から令和5年5月31日まで								
契約変更日	令和4年12月6日	令和4年12月6日								
請負者	山生建設株式会社									
請 負 者 所 在 地	東京都板橋区大谷口一	東京都板橋区大谷口一丁目16番5号								
根拠規定	契約約款第18条(工事	<b>;</b> )								
担 当 課	政策経営部施設経営	課								
変 更 内 容	変 更 前	変	更 後	増	Δ	減				
工期	令和5年5月31日まで	令和5年5	月31日まで		0	日間				
契約金額	151,030,000	1	61,634,000		10,604	4,000				
	変〕	更概要								
ア)外壁補修数量の変更 イ)外壁Exp.jカバー撤去新設の中止(教室棟10-2・19-1間) ウ)外壁Exp.j耐火帯新設(教室棟19-1・管理教室棟20間) エ)既存鋼製庇撤去、既製品庇新設(管理教室棟20昇降口) オ)給水管一部撤去切り回し(管理教室棟20棟屋)										
変更理由										
別紙のとおり										

## 変更理由

#### ア)外壁補修数量の変更

工事着手後、足場を設置し外壁下地の劣化状況調査を行った結果、当初設計(令和2年度)以上の下地補修必要箇所が判明したため、調査後の数量決定に伴い設計変更を行う。

# イ) 外壁Exp.jカバー撤去新設の中止(教室棟10-2・19-1間)

外壁調査時に外壁Exp,jカバーの取外しを行ったところ、カバー及び耐火帯の状態が健全 であることが判明した。該当箇所について校舎内部の雨漏りがないことが確認できたため、 撤去新設を中止し、残置する。

## ウ) 外壁Exp.j耐火帯新設(教室棟19-1・管理教室棟20間)

外壁調査時に外壁Exp.jカバーの取外しを行ったところ、既存の耐火帯がないことが判明 した。このため、Exp.jカバー新設に伴い、耐火帯を新設する。

## 工)既存鋼製庇撤去、既製品庇新設(管理教室棟20昇降口)

既存鋼製庇の劣化が著しいこと、適切な勾配が取れていないことにより、漏水が生じていることが判明したため、既存庇を撤去し、既製品庇の新設を行う。

#### 才)給水管一部撤去新設(管理教室棟20棟屋)

棟屋外壁から漏水が生じていることが判明し、高架水槽の給水管が原因であることが 分かった。漏水が生じたままでは、外壁塗装の支障となり施工できない。 このため、給水管の一部撤去新設を行う。

					番	: 4	号		3		
契	約 番	号	板契第50408000	 026号							
エ	事件	名	区立高島第三中	☑立高島第三中学校屋上防水改修工事 ☑ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
エ	事場	所	板橋区高島平四	9丁目2	 22番1号						
I	・既存屋根又は屋上の防水改修工事 約2846㎡ 事 概 要 ・防水改修工事に伴う機械設備改修工事 一式 ・防水改修工事に伴う電気設備改修工事 一式										
業		種	防水								
契約	約 確 定	. 日	令和4年6月21日	1							
エ		期	令和4年6月22日	1から4	予和5年3	月10E	まで				
契糸	約 変 更	. 日	令和4年12月2日	令和4年12月2日							
請	負	者	株式会社タカラク	株式会社タカラベ							
請所	負 在	者地	東京都板橋区板	東京都板橋区板橋三丁目24番9号							
根	拠規	定	契約約款第18条	契約約款第18条(工事)							
担	当	課	政策経営部施設	 }経営	<del></del> 課						
変	更 内	容	変更	前	変	更	後	増	Δ	減	
エ		期	令和5年3月10日	まで	令和5年	3月10	日まで			0日間	
契	約 金	額	51,48	30,000		56,	278,200		4,7	798,200	
				変	更概要						
イ)給 ウ)架	ア)防水改修の仕様変更イ)給水管保温工事の取止めウ)架台の撤去・新設の取止めエ)高架水槽用架台基礎新設										
	変更理由										
別紙の	のとおり										

#### 変更理由

#### ア) 防水改修の仕様変更について

外部仮設足場設置後、高圧洗浄をかけ詳細な調査をした結果、既存防水層及び下地 材の劣化状況か著しく悪く、当初設計通りの防水改修方法だと、施工不良や施工後の 不具合の発生が予想され、防水建材メーカーより10年間の保証が出せないとの見解に 至った。そのため、当該箇所に対し、均一な膜厚が確保できるシート防水に仕様を変 更する。

#### イ) 給水管保温工事の取止めについて

外部仮設足場設設置後、高圧洗浄をかけ詳細な調査をした結果、給水管の保温材が、 撤去・新設しなければならないほど状態が劣化しておらず、早急に改修が必要では無いことが発覚したため、既存の保温材を残して再利用することとし、保温工事を取り 止めとする。

#### ウ) 架台の撤去・新設の取止め

外部仮設足場設設置後、高圧洗浄をかけ詳細な調査をした結果、既存の配管架台を 容易に取り外すことが困難であることが発覚した。また、当初の予定通りに撤去・新 設を行うと、新たに改修した防水層の上に無理やり設置することになり、将来的に地 震等の天災が発生した時に、架台の重みやずれにより新設した防水層に傷をつけ痛め てしまい、そこから漏水してしまう恐れが懸念される。そのため、配管架台は撤去・ 新設せず残置し、既存架台に防水材を巻き込む仕様に変更する。

#### 工) 高架水槽用架台基礎新設

外部仮設足場設設置後、高圧洗浄をかけ詳細な調査をした結果、既存の架台基礎に 多くの亀裂が見受けられた。架台基礎は再利用する予定であったが、今の状態だと、 亀裂が深く、新たな高架水槽の重量には耐えられないことが判明した。そのため、既 存架台基礎は一部撤去し、新たな位置に架台基礎(防水仕上げ含む)を新設する。

		ı			Ī			
			番	号			4	
契 約 番	号	板契第5040700022号						
工 事 件	名	赤塚植物園周辺道路	拡幅整備	工事				
工事場	所	板橋区赤塚五丁目17	~18番地	先				
工事概	要	補装工(車道・厚25cm)A=152㎡ 補装工(車道・厚13cm)A=264㎡ まべり止め工(歩道用・レンガ)A=26㎡ .形側溝工(300B・E・歩)L=189m 黄断U形側溝工(T-25、300)L=5m 取付管布設及び支管取付工(硬質塩化ビニル管・φ200)N=16箇所 竟石工L=34m 公共下水道改良工N=20基・箇所						
業	種	道路舗装工事						
契約確定	: 日	令和4年8月31日						
エ	期	令和4年9月1日 から 令和4年12月22日 まで						
契約変更	. 日	令和4年12月21日						
請負	者	佐渡建設株式会社						
	者地	板橋区板橋二丁目44番4号						
根 拠 規	定	契約条項18条						
担当	課	土木部工事設計課						
変更内	容	変 更 前	変	更	後	増	Δ	減
エ	期	令和4年12月22日まで	令和5	年1月10日	まで			8日間
契 約 金	額	24,343,000 26,694,800 2,351,800						
別紙のとおり								
		変	更理由					
別紙のとおり								

# 変更理由

本工事は道路を拡幅する工事であるが、境界測量を行うことによりL形側溝や境界プレートを正確な位置に誤差なく設置する必要があるため、境界確認ならびに境界プレート設置に要する工種追加に伴い、増額・工期延伸する。

また、工事によって石積みの基礎が露出してしまう箇所があることが判明し、道路の高低差調整を行ったところ、下水人孔の高さを調整する必要が生じたため工種を変更し増額する。

# 変更内容

変更内容	既定	変更	増△減
境界鋲設置工(区プレート)	0 箇所	19 箇所	19 箇所
境界鋲復旧工(金属鋲)	0 箇所	31 箇所	31 箇所
下水人孔上部取替工(内径 60 c m、 鉄蓋、T-20)	9 箇所	8 箇所	△1 箇所
下水人孔上部交換工(斜壁:600、 内径 60 c m、鉄蓋)	0 箇所	1 箇所	1 箇所

	既 定	変更	増∆減
工期	令和 4 年 12 月 22 日	令和5年1月10日	8 日間

# 変更金額

請負金額	変更金額	増△減			
¥24, 343, 000-	¥26, 694, 800-	¥2, 351, 800-			

						:	番	号		5	
契約	番	号	板契第5	041100	)006号						
委託	件	名	大山駅σ	大山駅の駅前広場整備等に向けた設計・検討業務委託(その1)							
委託	場	所	東武東上	東武東上線(大山駅付近)沿線地域							
委託	概	要	∙調査検	設計業務 ·調査検討業務 ·測量業務							
業		種	測量								
契約確	定	日	令和4年	令和4年4月1日							
エ		期	令和4年	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで							
契約変	. 更	日	令和4年12月26日								
請負	ſ 	者	東日本総合計画株式会社 東京支店								
請		者 地	東京都豊	東京都豊島区南池袋二丁目12番9号							
根 拠	規	定	契約約款	契約約款第17条(測量委託)							
担当	i	課	まちづくり	り推進	室鉄道:	立体化	推進記	<del></del> 果			
変更	内	容	変	更	前	変	更	後	増	Δ	減
エ		期	令和5年3	3月31日	まで	令和5	年3月	31日まで			0日間
契 約	金	額		20,	790,000			17,679,200		Δ	3,110,800
					変	更概要					
別紙のとお	<del>ริ</del> ย										
					変	更理由					
別紙のとお	39										

## 変更理由・概要

本委託の用地測量業務については、東京都が施行者として進めている大山駅付近の連続立体交 差事業と一体的に進めているものであり、その目的は、用地取得に必要となる各土地の面積を所 有者及び隣接者の境界立会いの下、確定していく作業である。

当該業務については令和2年度から実施しており、令和4年度についても、過年度に境界立会いが実施出来なかった箇所について、順次境界立会いを進めている。

しかし、境界立会い後に進める立会証明書等への署名捺印等の作業について、所有者及び隣接者との調整に時間を要し、工期内での署名捺印等が進まない箇所が発生する見込みであるとともに、東京都と協議する中で、一部区道など、当初想定していた範囲よりも広く測量を行う必要が生じた。

また、連続立体交差事業に伴う関係機関協議については、適宜東京都や東武鉄道などと密接な連絡調整、協議等を進めているが、無電柱化を見据えた関係機関協議については、設計等の進捗を踏まえ企業者と調整した結果、今年度は実施出来ない見込みとなったことから、関係機関協議支援の内容を見直す必要が生じた。

当課では、工期内の業務完了に向けて調整を図ってきたが、以上の理由から、工期末までに契約数量の作業実施が不可能となる一部の用地測量、関係機関協議支援に関する項目について、未実施の数量分を減額するとともに、東京都と協議の中で板橋区において実施する必要が生じた区道の測量作業に関する増加数量分を増額する。

なお、契約期間の変更は行わない。